

議案第 7 号

京田辺市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

京田辺市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 8 年 2 月 19 日 提出

京田辺市長 上 村 崇

(提案理由)

本件は、危険、不快又は困難を伴う有害鳥獣の捕獲等に関する作業に従事した職員に対して特殊勤務手当を支給するため、提案するものである。

京田辺市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（案）

京田辺市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和26年京田辺市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

（7） 有害鳥獣捕獲業務従事職員の特殊勤務手当

第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（有害鳥獣捕獲業務従事職員の特殊勤務手当）

第9条 有害鳥獣捕獲業務従事職員の特殊勤務手当は、職員が有害鳥獣の捕獲等の作業に従事した場合、1回につき500円以内で、市長が定める額を支給する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

京田辺市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由
<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 有害鳥獣捕獲業務従事職員の特殊勤務手当</u></p> <p><u>(有害鳥獣捕獲業務従事職員の特殊勤務手当)</u></p> <p><u>第9条 有害鳥獣捕獲業務従事職員の特殊勤務手当は、職員が有害鳥獣の捕獲等の作業に従事した場合、1回につき500円以内で、市長が定める額を支給する。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第10条 (略)</u></p>	<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 有害鳥獣捕獲業務従事職員の特殊勤務手当</u></p> <p><u>(有害鳥獣捕獲業務従事職員の特殊勤務手当)</u></p> <p><u>第9条 有害鳥獣捕獲業務従事職員の特殊勤務手当は、職員が有害鳥獣の捕獲等の作業に従事した場合、1回につき500円以内で、市長が定める額を支給する。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第9条 (略)</u></p>	<p>手当の新設</p> <p>条の繰下げ</p>